入　札　説　明　書

【電子入札システム対応】

国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務

（令和 9～12 年度延長保守）

令和８年１１月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和８年１１月１６日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

１．競争入札に付する事項

（１）件　　名　【電子入札システム対応】国立環境研究所GOSAT-GWプロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務（令和9～12年度延長保守）
（２）契約期間　令和９年４月１日から令和１３年３月３１日まで
（３）仕　　様　仕様書による。
（４）履行場所　仕様書による。
（５）入札保証金　免除
（６）契約保証金　免除

２．競争参加に必要な資格

（１）令和７・８・９年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「情報処理」において、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。
（２）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（３）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第６条の規定に該当しない者であること。
（４）契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

３．入札心得

（１）入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
（２）入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
（３）入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

４．電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のＩＣカードに限る。）を取得していること。

・https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=06A0064006A00600

また、同システム使用にあたっては、業者番号が発行されている必要があり、８．（１）①の提出の際に必要になる。業者番号発行の手続きについては、以下 URL の「電子入札での参加を希望される場合」を参照のこと。

・https://www.nies.go.jp/about/procurement/e-bidding/index.html

なお、同システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

５．入札及び開札の日時及び場所

令和９年１月８日（金）１４時００分
国立研究開発法人国立環境研究所　研究本館Ⅱ　１階　第１会議室
（茨城県つくば市小野川１６－２）

６．入札説明書等に対する質問

（１）入札説明書、添付資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。
①提出期間：令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月３０日（月）１６時００分まで。
②提出場所：〒３０５－８５０６

茨城県つくば市小野川１６－２
国立研究開発法人国立環境研究所　総務部会計課契約第三係
ＴＥＬ　０２９－８５０－２７７５　（担当：長嶋）

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務（令和 9～12 年度延長保守））（担当：長嶋）】とすること。
※当研究所ＷＥＢサイトに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
①期　　間：令和８年１２月４日（金）１０時００分から
令和９年１月８日（金）１４時００分まで。
②閲覧場所：当研究所ＷＥＢサイト（本公告掲載先と同一ページ）
（３）（１）の質問がない場合、（２）については行わないものとする。

７．入札参加資格証明書類等の提出
入札に参加しようとする者は、本入札説明書２．（１）の証明書類を次に従い提出すること。
（１）提出期限：令和８年１２月２４日（木）１６時００分
持参する場合の受付時間は、平日の１０時から１６時まで（１２時から１３時を除く）とする。
（２）書面による提出の場合
ア．提出方法　持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。
イ．提出場所　６．（１）②の場所
ウ．提出部数　２部（提出書類を綴じ込んだ一式）
（３）電子による提出の場合
ア．提出方法　電子ファイル（ＰＤＦ形式）により、電子メールで送信。メールの件名は【入札参加資格証明書類の提出（国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務（令和 9～12 年度延長保守））（担当：長嶋）】とすること。
イ．提出場所　chotatsu@nies.go.jp
（４）提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。
①期　　間：入札日及び開札の２営業日前１７時００分。

８．入札及び開札
（１）電子入札の場合
①電子入札システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、入札者又は代理人等の電話連絡先（開札時、開札執行員等からの電話を確実に受けられる番号とすること。）が記載された書類をＰＤＦ化し添付の上、７．（１）の日時までに提出すること
②５．の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。
③入札金額については、１．（１）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の

執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（２）紙入札の場合

①紙入札での参加については、紙入札方式参加届（別紙１）を７．（１）の日時までに６．（１）②の場所へ持参、郵送又は電子メール（chotatsu@nies.go.jp）により提出すること。

②入札書（別紙２）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第○回）を記載すること。

③入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

④入札金額については、１．（１）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。

⑥入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。

⑦入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。

⑧当面の間郵送による入札書の提出は３通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（○回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。

提出期限：入札及び開札の前日（※）１６時００分

※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。

提出場所：本入札説明書６．（１）②と同じ

⑨入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書２．（１）の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。

⑩入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状（別紙３、４）を持参させなければならない。なお、⑧により入札書を郵送する場合も同様とし、入札書を郵送する際に委任状を同封するものとする。

⑪入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

⑫開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。

⑬入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

⑭提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑮入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

９．入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

（１）競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書

（２）委任状を提出しない代理人等の提出した入札書

（３）記名を欠いた入札書

（４）入札金額の記載が不明確な入札書

（５）入札金額の記載を訂正した入札書

（６）誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書

（７）明らかに連合によると認められる入札書
（８）同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
（９）同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
(10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

１０．落札の決定

本入札説明書２の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第１３条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

１１．再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
・再度入札の回数は原則として２回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

１２．低入札価格調査制度の実施

（１）本調達は、落札者となるべき者の入札価格が国立環境研究所の規定する基準価格より下回った場合に低入札価格調査を行う。
（２）落札者となるべき者の入札価格が、基準価格を下回った場合、開札執行者は入札者に対して「保留」の旨宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて開札を終了する。
（３）その後、国立環境研究所において、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。入札者は、事情聴取及び当所から求められた書類の提出について協力すること。
（４）（３）に基づき調査を行った後の結果の通知は以下による。
①調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、直ちに（２）の落札者となるべき者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
②調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、（２）の落札者となるべき者以外の者が落札者として決定された場合には、当該落札者には落札者となった旨の必要な通知を行い、最低価格入札者には落札者とならなかった理由等を通知する。併せて他の入札者全員に対して落札決定があった旨を通知する。

１３．同価格の入札が２人以上ある場合の落札者の決定

（１）落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の３桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙２）の記載欄に任意の３桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
（２）前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

１４．落札内訳書の提出

（１）落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内

訳書は、可能な限り詳細に記載すること。
（２）内訳書の様式は自由とする。
（３）内訳書は返却しない。

１５．契約書等の提出
（１）契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
（２）契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
（３）契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

１６．その他
（１）再委託等の制限
落札者は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を書面により申請し、承認を得たときは、この限りではない。
※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」（当研究所ＨＰに掲載）を参照すること。
掲載先：https://www.nies.go.jp/about/procurement/saiitaku.pdf

１７．契約者の氏名
国立研究開発法人国立環境研究所　　理事長　　大島　義人

１８．入札結果及び契約情報の公表について
①　入札結果の公表
落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて公表する予定である。
②　契約情報の公表
契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のＷＥＢサイトにおいて公表する。
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成２２年１２月７日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のＷＥＢサイトで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。
1)　公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
ア．当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること
イ．当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
2)　公表する情報
上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
ア．前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名
イ．当法人との間の取引高
ウ．総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分

のいずれかに該当する旨
・３分の１以上２分の１未満
・２分の１以上３分の２未満
・３分の２以上

エ．一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア．契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ．直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則７２日以内（４月中に締結した契約については原則９３日以内）

１９．電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム サイトアドレス

：https://www.nies.go.jp/about/procurement/e-bidding/index.html

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30）

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

◎添付資料

・別紙１　紙入札方式参加届
・別紙２　入札書
・別紙３　委任状（代理人用）
・別紙４　委任状（復代理人用）
・別紙５　暴力団排除等に関する誓約事項
・（各種規程）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）
・（参考）　紙入札に当たっての留意事項
・別添１　契約書（案）
・別添２　仕様書４．１記載の文書の提示について
・別添３　仕様書

（別紙１）

年　　月　　日

紙 入 札 方 式 参 加 届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務（令和９～12 年度延長保守）

担当者等連絡先
部署名　：
担当者名：
責任者名：
ＴＥＬ　：
E-mail　：

（別紙２）

入　　札　　書

金　＿＿＿

＜記入例＞

入　　札　　書

金　＿＿＿

（別紙３）

年　　月　　日

委　任　状

国立研究開発法人国立環境研究所　理事長　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、　　を代理人と定め、令和８年１１月１６日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務（令和 9～12 年度延長保守）」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住　　所

商号又は名称

役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先
部署名　：
担当者名：
責任者名：
ＴＥＬ　：
E-mail　：

（別紙４）

年　　月　　日

委　任　状

国立研究開発法人国立環境研究所　理事長　殿

住　　所
商号又は名称
氏　　名

今般、私は、　　を復代理人と定め、令和８年１１月１６日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務（令和 9～12 年度延長保守）」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住　　所

商号又は名称

役 職 ・ 氏 名

記

1.本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先
部署名　：
担当者名：
責任者名：
ＴＥＬ　：
E-mail　：

（別紙５）

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

５．貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

（参考）国立研究開発法人国立環境研究所　規程・規則等
https://www.nies.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html

（各種規程）

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第２章　一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第５条　契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第３４条第１項の規程による一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第６条　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

（１）契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（２）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

（３）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（４）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（５）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（６）前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

２　契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（予定価格の作成）

第１３条　契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（参　考）

紙入札に当たっての留意事項

１．本調達に関する質問回答について
　本調達に関する質問回答書は当研究所ＷＥＢサイト（本公告掲載先と同一ページ）で閲覧可能である。

２．入札書について
　入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。
　なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

３．委任状について
１）代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
２）本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙３）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙３）と支社長等から復代理人への委任状（別紙４）の両方を用意すること。

４．**資格審査結果通知書の写しを用意すること。**

５．**郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。**

（別添１）

契　約　書（案）

国立研究開発法人国立環境研究所　理事長　大島　義人（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

１．件　　名　　国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクトネットワーク統合脅威管理システム保守業務（令和 9～12 年度延長保守）

２．契 約 金 額　　金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

３．契 約 期 間　　自　令和９年４月１日　　至　令和１３年３月３１日

４．契約保証金　　免除

５．契約履行の場所及び業務内容　別添仕様書のとおり

（信義誠実の原則）
第１条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第２条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（義務の履行）
第３条　乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

（再委託等の禁止）
第４条　乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

（監督職員）
第５条　甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。
２　監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

（業務の報告等）
第６条　甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。
２　乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

（業務内容の変更）
第７条　甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（契約の解除）
第８条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
二　乙が第４条、第１７条又は第１８条の規定に違反したとき。
三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。
四　履行期限内に成果品の提出がなかったとき。
２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為
４　甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

（再受任者等に関する契約解除）
第９条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別

に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第８条第２項及び第３項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金）

第 10 条　次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　甲が第８条又は第９条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

六　この契約に関し、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七　この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（報告）
第 11 条　乙は、契作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

（検査）
第 12 条　甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から１０日以内に検査を行わなければならない。

（契約金の支払）
第 13 条　甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から６０日以内に契約金を支払うものとする。

（損害賠償）
第 14 条　甲は、第８条又は第９条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（担保責任）
第 15 条　甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について１年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

（延滞金）
第 16 条　乙は、第８条第４項の規定による契約金額の返還又は第１０条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（守秘義務）
第 17 条　甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（個人情報の取扱い）
第 18 条　乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
２　乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
（１）甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
（２）甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
３　乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
４　乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに

甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

5　乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6　乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第７項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。

7　甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。

8　乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。

9　乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。

10　第１項及び第２項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（本契約に関する疑義の決定）

第 19 条　この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　茨城県つくば市小野川１６－２
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長　大島　義人

乙

（別紙）

再委託等承認申請書

年　　月　　日

国立研究開発法人国立環境研究所
　理事長　大島　義人　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第４条の規定に基づき承認を求めます。

記

１　業務名：

２　契約金額：　　円（税込み）

３　再委託等を行う業務の範囲：

４　再委託等を行う業務に係る経費：　　円（税込み）

５　再委託等を必要とする理由：

６　再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：

７　再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先
部署名　：
担当者名：
責任者名：
ＴＥＬ　：
E-mail　：

仕　様　書

1　件名

国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクト　ネットワーク統合脅威管理システム保守業務
（令和 9～12 年度延長保守）

2　業務契約期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

3　業務実施場所

請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）、その他 NIES が指定する場所において行うものとする。

4　目的

NIES は環境省と共同で、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（以下「GOSAT-GW」という。）に搭載した温室効果ガス観測センサ 3 型（以下「TANSO-3」という。）を用いた温室効果ガス観測ミッション（以下「ミッション」という。）遂行のためのプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を推進している。GOSAT-GW は令和 7 年 6 月 29 日に打ち上げられ、約 3 ヶ月の初期運用期間を経て令和 7 年 10 月より定常運用へ移行した。定常運用期間は 7 年間を予定している。プロジェクトにおいて、NIES は衛星観測要求の取りまとめ、環境省からの TANSO-3 観測データの受領、並びに温室効果ガス濃度等の算出や算出結果の保存・配布等を定常的に実施する業務を主に担当している。これらの業務を遂行するためのシステムとして GOSAT 第 3 世代データ処理運用システム（以下「G3DPS」という。）の開発を進め、令和 2 年度からシステムの設計を開始、令和 3 年度にネットワーク統合脅威管理システム一式の導入、令和 4 年度にシステム用計算機一式の導入を経て、令和 7 年より運用を開始した。本業務は、このうち令和 4 年 4 月 1 日から運用を開始したネットワーク統合脅威管理システム一式および令和 4 年 12 月に追加調達を行ったトランシーバモジュールについて、当該機器の円滑な利用や障害発生後の速やかな運転再開を目的とし、保守契約を締結するものである。

5　保守対象物品

保守の対象となる機器と、本業務におけるそれぞれの保守対象期間を以下に示す。

(1)　FortiGate-1801F Advanced Threat Protection　2 台（令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）
(2)　FN-TRAN-SFP+SR transceiver module　6 個（令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）
(3)　FN-TRAN-SFP+LR transceiver module　2 個（令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）
(4)　40GE QSFP+ transceiver, short range BiDi　8 個（令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 1 月 31 日）

6　保守内容

(1)　専用の保守窓口を用意し、電話又は電子メールでの保守受付に対応すること。

(2)　平日の月～金曜（ただし、祝日と年末年始の休日を除く）の 9:00～17:00 の時間帯について、電話又は電子メールでの対応を行うこと。それ以外の時間帯については電子メールでの問い合わせ受け付けを行うこと。

(3)　問い合わせの内、9:00～17:00 に発生した分については当日のうちに初期対応すること。機器やソフトウェアに故障及び障害が生じた場合は、必要に応じて技術者を派遣してオンサイトでの修理を行うこと。また、訪問の時間帯は 17:00 までに受け付けた障害については当日中とし、17:00 以降に受け付けた障害については、翌日以降の最初の保守対応時間帯とすること。

(4)　ハードウェアは、メーカーのオンサイト保守サービスを提供し、必要に応じて現地作業を実施すること。

(5)　ソフトウェアは、サブスクリプションを提供すること。

(6)　保守対象機器に関するベンダーサポートサイトへの登録情報（アカウント、パスワード、通知メール宛先等）について管理し、一覧を提出すること。

(7)　保守対象機器に関する障害情報・バージョンアップ情報等を NIES 担当者へ提供すること。なお、ソフトウェアのバージョンアップ作業は本業務の範囲外とし、NIES が実施する。

7　業務実施体制

請負者は、本業務を履行可能な体制を整えること。問い合わせ連絡先情報を含む保守体制図について、契約締結日から 5 営業日以内を目処にドラフト版を NIES 担当者に提出し、 1 ヶ月以内に正式版の承認を受けること。

なお、本契約の主要部分に関する再委託は認めない。主要部分以外に関する再委託を行う場合は、書面により、NIES 担当者の事前了承を得ること。

8　便宜供与

本業務実施にあたり、NIES と文書・データ等を共有するクラウドストレージ（Box）は、NIES が必要に応じて用意する。

9　報告書の提出

請負者は、本業務にて実施した措置内容を簡潔に記した作業報告書を、本業務終了後 10 日以内に作成し、クラウドストレージを用いて電子データで提出すること。なお、該当する措置内容がなければ「なし」と記載の上、提出するものとする。

10　著作権等の扱い

(1)　請負者は、本業務の目的として作成される成果物（ 9 にて示した報告書を指す）に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額

に含むものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

（https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf）

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。

(2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。

(3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

(4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

(5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。

(6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。

(7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

(8) 請負者は、保守を行うネットワーク統合脅威管理システムに対し、意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）

- 請負者の資本関係
- 請負者の役員等の情報
- 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に

関する情報提供

- 請負業務の実施場所

12　検査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

13　協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

14　契約不適合への対応

請負者が提出した作業報告書について、提出後 1 年以内に記載の誤り又は不足が判明した場合は、請負者の責任において修正すること。

15　その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

以上